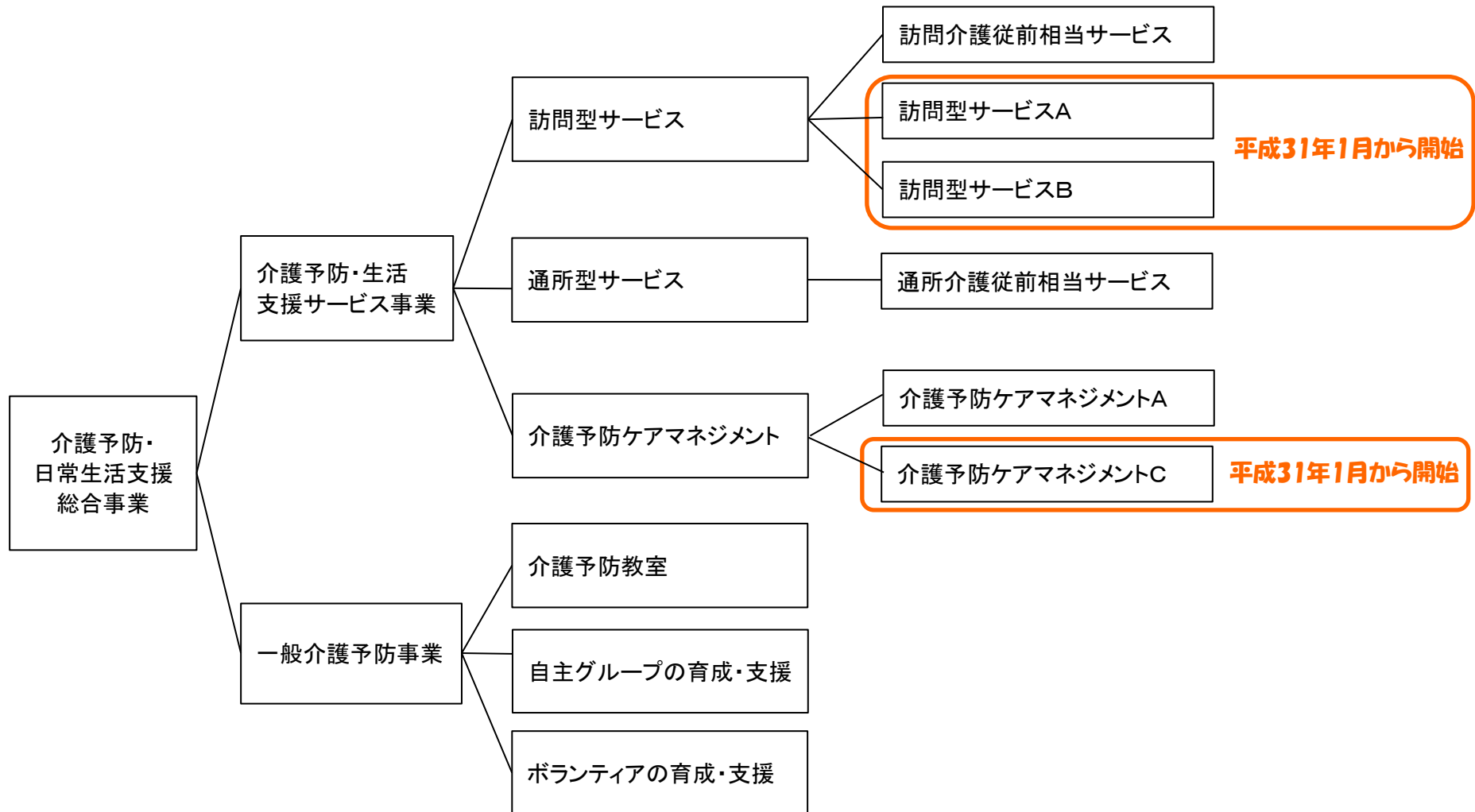


介護予防・日常生活支援総合事業の 追加実施について

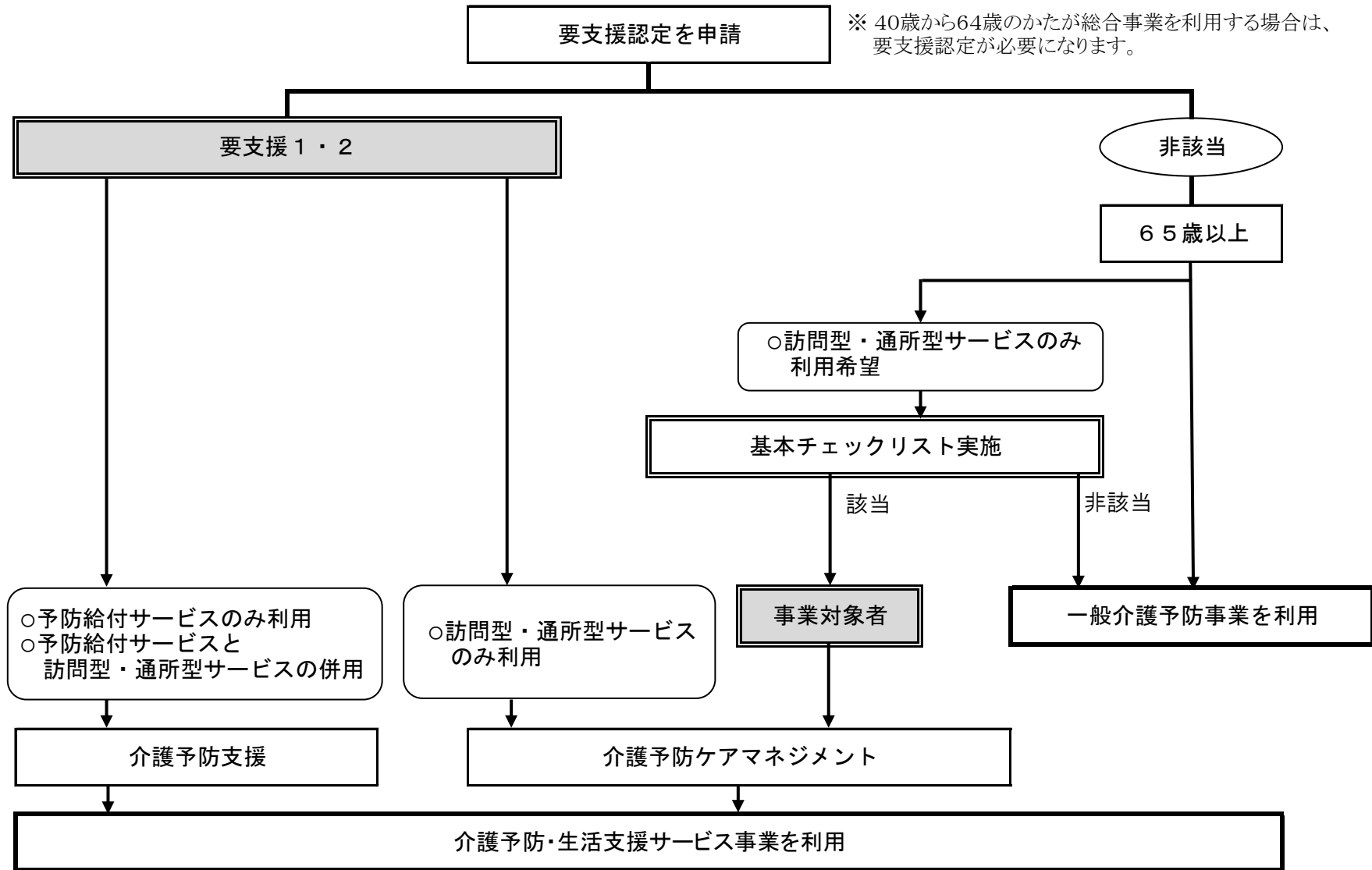
平成30年11月

館林市高齢者支援課

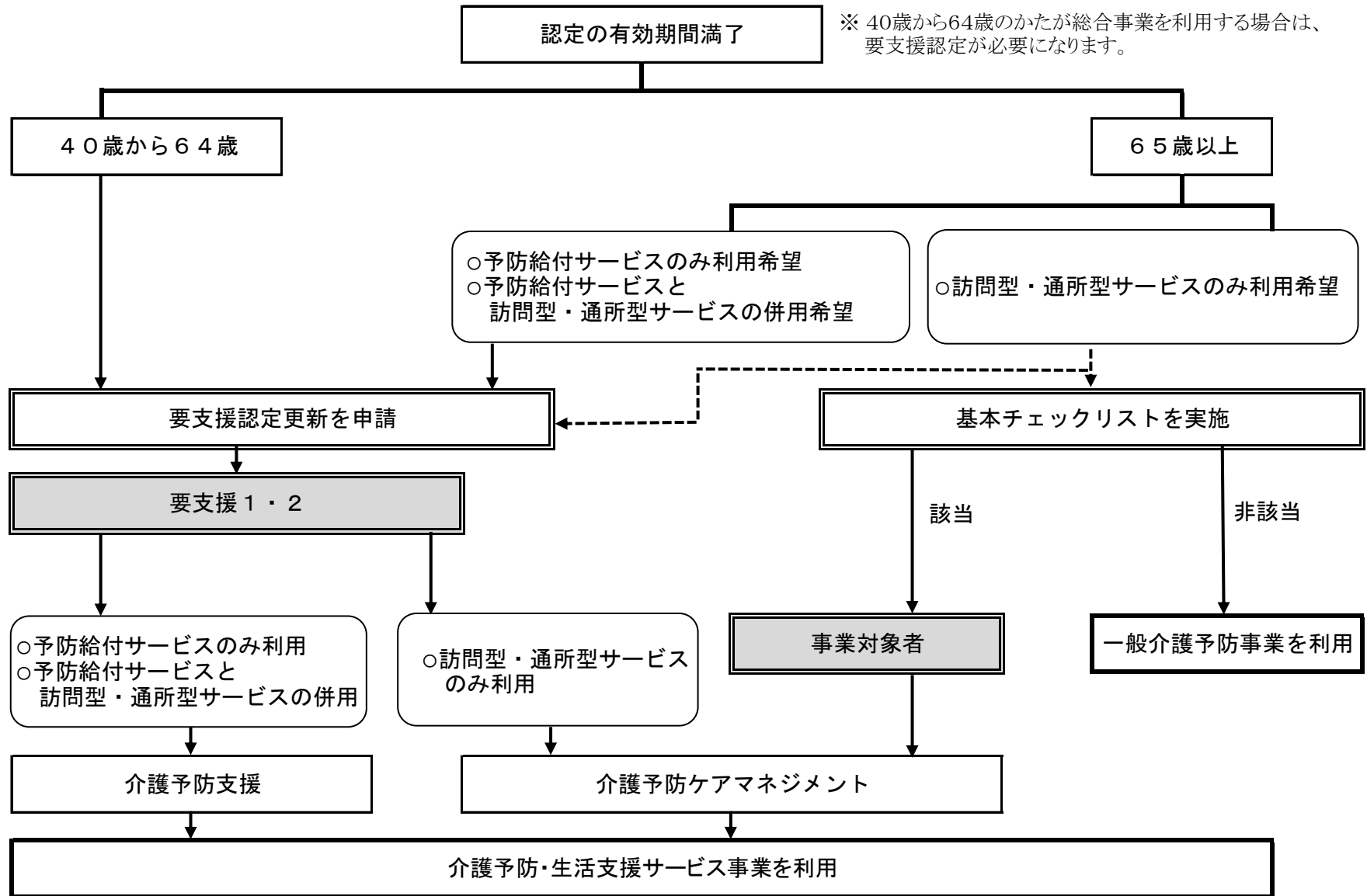
館林市介護予防・日常生活支援総合事業の構成



サービス利用の流れ(新規の場合)



サービス利用の流れ(更新の場合)



館林市訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の基準等 ①

※平成31年1月から事業開始

対象者	要支援1・2、事業対象者
サービス内容	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)の定める範囲のうち身体介護を除く生活援助
回数	週1回かつ1時間程度
単価	231単位/回(1単位10円)
利用者負担	負担割合に基づき、1～3割負担
実施方法	指定事業者による実施
介護報酬の請求	国保連を通した請求 (A3コード) ※A3 サービスコードは、国保連で負担割合の審査は行わないため、利用者の負担割合に応じてサービスコードを選択する必要がある
サービス提供事業者	指定事業者
限度額管理	限度額管理の対象
訪問型サービスの併用	不可
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA

館林市訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の基準等 ②

<p>人員基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者:専従1人以上。 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ○訪問事業提供責任者:専従、管理者との兼務可。 一体的に運営されている場合は利用者40人に1人以上。 [資格要件] <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者で3年以上介護等の業務に従事したもの ○従事者:必要数 [資格要件] <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者 ・市の指定する研修修了者(P8)
<p>設備基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品
<p>運営基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○運営規定等の説明、同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○従事者または従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止、休止の届出と便宜の提供 等

館林市訪問型サービスB(住民主体による支援)の基準等 ①

※平成31年1月から事業開始

対象者	要支援1・2、事業対象者
サービス内容	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)の定める範囲のうち身体介護を除く生活援助
回数	週1回かつ1時間程度
単価	1,000円/回
利用者負担	100円/回
実施方法	委託
介護報酬の請求	市から委託料支払
サービス提供事業者	公益社団法人館林市シルバー人材センター
限度額管理	限度額管理の対象外
訪問型サービスの併用	不可
介護予防ケアマネジメント	訪問型サービスBのみ利用する場合：介護予防ケアマネジメントC(地域包括支援センターのみ実施) 通所型サービスと併用する場合：介護予防ケアマネジメントA(居宅介護支援事業者へ委託可)

館林市訪問型サービスB(住民主体による支援)の基準等 ②

人員基準	<ul style="list-style-type: none">○従事者:必要数[資格要件]市の指定する研修修了者(P8)
設備基準	<ul style="list-style-type: none">○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画○必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none">○従事者の清潔の保持、健康状態の管理○従事者または従事者であった者の秘密保持○事故発生時の対応 等

館林市生活援助型訪問サービス従事者研修

平成30年度研修概要

日時	平成30年11月6日(火)、11月7日(水) ※2日間コース
対象	市内在住で、市が指定する生活援助型訪問サービス事業所に従事する意欲のあるかた
定員	20名
会場	学校法人昌賢学園 群馬社会福祉専門学校両毛サテライトキャンパス
研修内容	介護保険制度のしくみとサービス
	介護従事者の役割、個人情報保護
	高齢者の老化と病気、高齢者の食事
	高齢者の尊厳、自立に向けた介護、家族への支援
	認知症の理解
	生活援助に必要な基礎知識
	接遇マナー、介護におけるコミュニケーション
	感染症と予防、緊急時に必要な知識と対応

館林市介護予防・生活支援サービス事業一覧

サービス名称	訪問型サービス			通所型サービス
	訪問介護従前相当サービス	生活援助型訪問サービス		通所介護従前相当サービス
		訪問型サービスA	訪問型サービスB	
利用者	要支援1・2、事業対象者のかた			
サービス提供事業者	従前の介護予防訪問介護と同様	指定事業者	館林市シルバー人材センター	従前の介護予防通所介護と同様
サービス提供者		○介護福祉士等の有資格者 ○市が指定する研修の修了者	○市が指定する研修の修了者	
サービス内容		「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」 (老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知) の定める 範囲のうち身体介護を除く生活援助		
利用回数		週1回かつ1時間程度	週1回かつ1時間程度	
単価		231単位/回 (1単位10円)	1,000円/回	
利用者負担		負担割合に基づき、1~3割負担	100円/回	
サービスコード		A 2	A 3 ※国保連で負担割合の審査は 行わないため、利用者の負担 割合に応じてサービスコード を選択	
介護予防 ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント A	介護予防ケアマネジメント A	介護予防ケアマネジメント A または 介護予防ケアマネジメント C	介護予防ケアマネジメント A
注意事項	○訪問型サービスの併用はできません。 ○ケアプラン作成等においては、上記のサービス名称を使用してください。			

館林市生活援助型訪問サービス事業者一覧

(平成31年1月時点)

訪問型サービスA事業者

介護支援センターこころ
館林市社会福祉協議会訪問介護ステーション
ちよだ介護ステーション
ハッピーケアサービス
花山ホームヘルパーステーション
特別養護老人ホーム ヴィレージュ

訪問型サービスB事業者

館林市シルバー人材センター

介護予防ケアマネジメントの種類

- 館林市では、現在介護予防ケアマネジメントAを実施。
- 平成31年1月から、介護予防ケアマネジメントCも追加実施。

類型	内容	実施者
介護予防ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプラン確定・交付(利用者、サービス提供者へ) ・サービス利用開始 ・モニタリングの実施 	地域包括支援センター 居宅介護支援事業者
介護予防ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプラン確定・交付(利用者、サービス提供者へ) ・サービス利用開始 ・モニタリングは適宜 	
介護予防ケアマネジメントC (初回だけのケアマネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →利用者への説明・同意 →ケアプラン確定・交付(利用者、サービス提供者へ) ・サービス利用開始 	地域包括支援センター

現在は、
ケアマネジメントA
のみ実施

未実施

平成31年
1月から開始

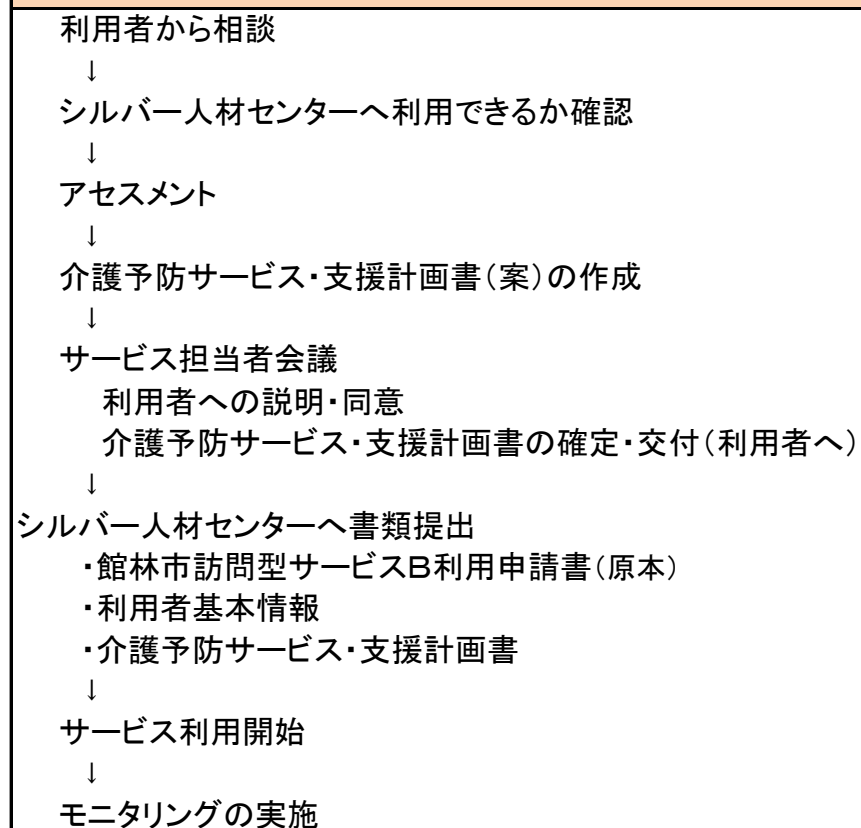
訪問型サービスAの利用の流れ

○介護予防ケアマネジメントAを実施

訪問型サービスBの利用の流れ

利用するサービス	介護予防ケアマネジメント	実施者
訪問型サービスB + 通所型サービス	介護予防ケアマネジメントA	地域包括支援センター、または居宅介護支援事業者
訪問型サービスBのみ	介護予防ケアマネジメントC	地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメントAの場合



介護予防ケアマネジメントCの場合

